



発行 新潟県

第 68 号

平成27年9月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

48 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（経営普及課）

告 示

- 1155 知事指定薬物の失効（医務薬事課）
- 1156 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 1157 保安林の指定（治山課）
- 1158 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1159 土地改良区役員の住所の変更届（農地計画課）
- 1160 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1161 道路の区域変更（道路管理課）
- 1162 道路の供用開始（道路管理課）
- 1163 道路の区域変更（道路管理課）
- 1164 道路の供用開始（道路管理課）
- 1165 道路の区域変更（道路管理課）
- 1166 道路の供用開始（道路管理課）
- 1167 道路の区域変更（道路管理課）
- 1168 道路の供用開始（道路管理課）
- 1169 道路の区域変更（道路管理課）
- 1170 道路の供用開始（道路管理課）
- 1171 道路の区域変更（道路管理課）
- 1172 道路の供用開始（道路管理課）
- 1173 道路の区域変更（道路管理課）
- 1174 道路の供用開始（道路管理課）
- 1175 道路の区域変更（道路管理課）
- 1176 道路の供用開始（道路管理課）
- 1177 道路の区域変更（道路管理課）
- 1178 道路の供用開始（道路管理課）
- 1179 道路の区域変更（道路管理課）
- 1180 道路の区域変更（道路管理課）
- 1181 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1182 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局総務課）
- 新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの実施（病院局業務課）

教育委員会規則

11 新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（高等学校教育課）



新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第48号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、<u>山村振興法（昭和40年法律第64号）</u>、林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、<u>山村振興法</u>、<u>山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）</u>、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業バイオ燃料法、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「林業経営基盤強化暫定措置法」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「林業労働力確保促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）の定めるところにより林業・木材産業改善資金（当該資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を含む。）の貸付けの事業を行うものとし、その貸付けについては、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）、林業経営基盤強化暫定措置法、林業経営基盤強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）、林業労働力確保促進法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）、農商工等連携促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原</p>

に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、公共建築物木材利用促進法、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）、公共建築物木材利用促進法、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）、6次産業化法、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1155号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1－(8－プロモベンゾ[1, 2－b:4, 5－b']ジフラン－4－イル)プロパン－2－アミン（通称名：Bromo-DrAGONFLY）及びその塩類
- (2) 1－ペンチル－N－(2－フェニルプロパン－2－イル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：CUMYL-PINACA）及びその塩類
- (3) 1－(5－フルオロペンチル)－N－(2－フェニルプロパン－2－イル)－1H－インダゾール－3－カルボキサミド（通称名：CUMYL-5F-PINACA）及びその塩類
- (4) 1－ペンチル－N－(2－フェニルプロパン－2－イル)－1H－インドール－3－カルボキサミド（通称名：CUMYL-PICA）及びその塩類
- (5) 1－(5－フルオロペンチル)－N－(2－フェニルプロパン－2－イル)－1H－インドール－3－カルボキサミド（通称名：CUMYL-5F-PICA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成27年8月29日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第1156号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

単位区域名 保安林の種類 皆伐面積の限度

(単位ヘクタール)

山北地区	水源かん養保安林	169.80
〃	土砂流出防備	195.84
三面川	水源かん養	664.33
〃	土砂流出防備	189.62
村上市(旧村上市)	干害防備	0.94
〃	保健	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	3.46
〃	保健	9.80
荒川	水源かん養	300.35
〃	土砂流出防備	45.24
関川村	干害防備	0.40
阿賀野川	水源かん養	1083.32
〃	土砂流出防備	578.43
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	0.24
〃	保健	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	0.38
胎内川	水源かん養	88.92
〃	土砂流出防備	74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	0.12
加治川	水源かん養	349.73
〃	土砂流出防備	124.05
新発田市(旧新発田市)	干害防備	1.04
早出川	水源かん養	220.86
〃	土砂流出防備	57.00
新潟市(旧新津市)	干害防備	1.20
西川	水源かん養	16.14
〃	土砂流出防備	2.26
五泉市(旧五泉市)	保健	0.98
五十嵐川	水源かん養	267.17
〃	土砂流出防備	219.74
刈谷田川	水源かん養	116.94
〃	土砂流出防備	82.80
信濃川中流	水源かん養	39.64
〃	土砂流出防備	101.28
鯖石川	水源かん養	181.14
〃	土砂流出防備	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	1.12
破間川	水源かん養	588.70
〃	土砂流出防備	742.45
北ノ又川	水源かん養	397.82
〃	土砂流出防備	180.36
魚野川	水源かん養	566.90
魚野川	土砂流出防備	931.94
信濃川上流	水源かん養	306.77
〃	土砂流出防備	225.80
魚沼市(旧広神村)	干害防備	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	145.04
〃	土砂流出防備	98.00

越 道 川	水 源 かん 養	〃	5.80
〃	土 砂 流 出 防 備	〃	44.76
上 越 市 (旧 柿 崎 町)	干 害 防 備	〃	0.90
上 越 市 (旧 吉 川 町)	保 健	〃	2.38
関 川	水 源 かん 養	〃	350.50
〃	土 砂 流 出 防 備	〃	219.44
妙 高 市 (旧 妙 高 村)	防 風	〃	4.04
上 越 市 (旧 板 倉 町)	干 害 防 備	〃	6.30
上 越 市 (旧 三 和 村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水 源 かん 養	〃	266.24
〃	土 砂 流 出 防 備	〃	140.88
早 川 ~ 青 海 川	水 源 かん 養	〃	945.10
〃	土 砂 流 出 防 備	〃	142.32
上 路 川	土 砂 流 出 防 備	〃	95.54
大 佐 渡	水 源 かん 養	〃	549.08
〃	土 砂 流 出 防 備	〃	336.16
小 佐 渡	水 源 かん 養	〃	318.22
〃	土 砂 流 出 防 備	〃	129.58
佐 渡 市 (旧 新 穂 村)	干 害 防 備	〃	1.66

◎新潟県告示第1157号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成27年9月1日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県中魚沼郡津南町大字三箇乙1268の1、乙1268の6、乙1269の1、乙1269の2、乙1275、乙1276、乙1282の1、乙1304

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年9月1日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就 任

理事 佐渡市大小539番地

須田 久昭

就任年月日 平成27年8月7日

2 退 任

理事 佐渡市大小243番地

須田 和夫

退任年月日 平成27年7月25日

◎新潟県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり役員の住所が変更した旨の届出があった。

平成27年9月1日

新潟県上越地域振興局長

1 変更前

理事 上越市大字富岡1959番地甲 飯塚 一憲

2 変更後

理事 上越市大字富岡1922番地1 飯塚 一憲

◎新潟県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営巻東町地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年9月2日から平成27年10月2日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 403号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市中之島中条字下本田 709 番 6 から	新	7.0～17.4メートル	673.1メートル
同市中之島中条字瀬ヶ淵150番6まで	旧	6.9～16.8メートル	672.4メートル

◎新潟県告示第1162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
長岡市中之島中条字下本田709番6から同市中之島中条字瀬ヶ淵150番6まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之又堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市東中字居平178番5から	新	9.6～13.0メートル	32.5メートル
同市東中字居平180番1まで	旧	7.2～12.2メートル	32.5メートル

◎新潟県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 滝之又堀之内線
- 2 供用開始の区間
魚沼市東中字居平178番5から同市東中字居平180番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字家裏午49番1から	新	19.5～41.0メートル	57.5メートル
同市字家裏午313番1まで	旧	16.6～41.0メートル	57.5メートル

◎新潟県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字家裏午49番1から同市字家裏午313番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市字くるみ沢西乙164番1から	新	12.6～45.4メートル	68.9メートル
同市字くるみ沢西甲398番1まで	旧	12.6～43.8メートル	68.9メートル

◎新潟県告示第1168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市字くるみ沢西乙164番1から同市字くるみ沢西甲398番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市小泉58番51から	新	19.0～39.6メートル	76.1メートル

同市小泉245番1まで	旧	19.0～39.6メートル	76.1メートル
-------------	---	---------------	----------

◎新潟県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市小泉58番51から同市小泉245番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市山谷165番1から	新	8.4～18.4メートル	20.5メートル
同市山谷165番1まで	旧	8.4～11.6メートル	20.5メートル

◎新潟県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市山谷165番1から同市山谷165番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市山谷 170 番 1 から 同市山谷170番 1 まで	新	13.8～44.0メートル	102.8メートル
	旧	13.8～22.2メートル	102.8メートル

◎新潟県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市山谷170番1から同市山谷170番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市山谷 69 番 5 から 同市山谷69番 5 まで	新	5.4～36.4メートル	187.5メートル
	旧	5.4～14.6メートル	187.5メートル

◎新潟県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市山谷69番5から同市山谷69番5まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市栃窪字峠下791番から	新	6.5～32.0メートル	191.1メートル
同市栃窪字峠下785番1まで	旧	6.0～16.0メートル	189.3メートル

◎新潟県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町塩沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市栃窪字峠下791番から同市栃窪字峠下785番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年9月1日

◎新潟県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市小栗山字入山2910番55から	新	13.2～23.0メートル	133.3メートル
同市小栗山字入山2910番54まで	旧	13.2～20.2メートル	134.1メートル

◎新潟県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姫川港青海線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字寺島字浜ノ新田 1032 番 6 から	新	8.5~9.2メートル	39.8メートル
同市大字寺島字浜ノ新田1032番6まで	旧	8.2~13.0メートル	92.4メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
村松町(H25)地区	長岡市村松町	次の図のとおり	地すべり
大野原地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(1)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(2)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(3)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(5)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(6)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野原(2)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(7)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
六人ヶ沢地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
泥沢地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
塩別沢地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(1)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
二日町・上塩地区	長岡市上塩、二日町	次の図のとおり	土石流
上塩(2)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流

上塩(3)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(4)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(5)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(6)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(7)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(9)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ沢地区	魚沼市下折立	次の図のとおり	土石流
下折立(1)地区	魚沼市下折立	次の図のとおり	土石流
湯之谷芋川(1)地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯之谷芋川(2)地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯之谷芋川(4)地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
只見川支溪地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
八崎沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
俣沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田麦平地区	糸魚川市大字田麦平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦平川地区	糸魚川市大字田麦平	次の図のとおり	土石流
田麦平地区	糸魚川市大字田麦平	次の図のとおり	地すべり
山本地区	糸魚川市大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ入沢地区	糸魚川市大字山本	次の図のとおり	土石流

宮の入沢地区	糸魚川市大字山本	次の図のとおり	土石流
歌地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白石地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高日の詰地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒戸地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白石(2)地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
歌川地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
日ノ詰谷川地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
歌地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
歌(2)地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
歌地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	地すべり
歌(日ノ詰)地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	地すべり
須川地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川(2)地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜ノ谷川地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	土石流
谷頭川地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	土石流
十二谷地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	土石流
須川(2)地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	土石流
須川地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳沢一3地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢(1)地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢川地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	土石流

柳沢(1)地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	土石流
羽黒川地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	土石流
岡田(追加)地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大野原地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(1)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(2)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(3)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(5)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(6)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野原(2)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(7)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上塩(1)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
二日町・上塩地区	長岡市上塩、二日町	次の図のとおり	土石流
上塩(3)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(7)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流
上塩(9)地区	長岡市上塩	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ノ沢地区	魚沼市下折立	次の図のとおり	土石流
下折立(1)地区	魚沼市下折立	次の図のとおり	土石流
湯之谷芋川(2)地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
湯之谷芋川(4)地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
只見川支溪地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
八崎沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流
俣沢地区	魚沼市湯之谷芋川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
田麦平地区	糸魚川市大字田麦平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田麦平川地区	糸魚川市大字田麦平	次の図のとおり	土石流
山本地区	糸魚川市大字山本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ入沢地区	糸魚川市大字山本	次の図のとおり	土石流
宮の入沢地区	糸魚川市大字山本	次の図のとおり	土石流
歌地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白石地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高日の詰地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒戸地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
白石(2)地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
歌川地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
日ノ詰谷川地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流

歌地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
歌(2)地区	糸魚川市大字歌	次の図のとおり	土石流
須川地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須川(2)地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷頭川地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	土石流
須川(2)地区	糸魚川市大字須川	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳沢－3地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢(1)地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柳沢(1)地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	土石流
羽黒川地区	佐渡市柳沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年9月1日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

- 1 調達物品及び数量
新潟県立中央病院 清掃業務委託 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成27年8月19日
- 6 落札者の氏名及び住所

株式会社新潟県ビル管理協同公社
長岡市蓮潟5丁目1番14号

- 7 落札価格
116,251,200円
- 8 入札公告日
平成27年7月10日
- 9 落札方式
最低価格

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの実施について（公告）

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成27年9月1日

新潟県立柿崎病院長 藤森 勝也

1 業務の概要

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

平成27年9月1日（火）から平成27年9月11日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県立柿崎病院経営課（新潟県上越市柿崎区柿崎6412-1）

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成27年9月24日（木）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成27年9月1日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 平成27年9月1日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(5) 一般病床数100床以下の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有すること。

(6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成27年9月17日（木）午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の

表に「新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。)とし、平成27年9月17日(木)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成27年10月13日(火)午後5時15分まで

(3) 提出場所 上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務提案書等在中」と朱書きすること。)とし、平成27年10月13日(火)午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

ウ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

エ 審査委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案について、プレゼンテーションを実施する。ただし、審査委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

審査委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、最優秀提案者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。

なお、本システムは平成27年度及び28年度での整備を予定している。平成28年度の整備範囲については当該年度の新潟県病院事業会計予算において予算措置が行われた後に契約するものとし、予算措置がなされない場合には契約しない。

(2) 履行期限

契約締結の日から平成29年3月31日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Kakizaki Hospital

(2) Deadline for Application

September 17 , 2015 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

October 13 , 2015 5 : 15 P.M.

(4) For more information, contact:

Office : Management Division, Department of Administration,
Niigata Prefectural Kakizaki Hospital

Address : 6412-1 Kakizaki, Kakizaki-ku, Joetsu City, Niigata
949-3216 Japan

Tel : 025-536-3131

Fax : 025-536-3136

教育委員会規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第11号

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(借用証書)</p> <p>第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人及び保証人（奨学生が第2条第1項ただし書きの規定により保証人を立てることを免除されている場合は連帯保証人）と連署のうえ奨学金借用証書及び奨学金返還明細書（以下「<u>借用証書等</u>という。）を校長を経て直ちに提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は退学したとき。 (2) 奨学金の交付を廃止されたとき。 (3) 奨学金を辞退したとき。</p> <p><u>ただし、奨学生が卒業するときは、奨学金の最終交付日までに校長を経て提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 教育委員会は、奨学生又は奨学生であつた者が借用証書等を提出しないときは、奨学生であつた者に借用証書等の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 教育委員会は前項により借用証書等の提出を求めた者が、教育委員会が指定した期間を経過してもなお借用証書等を提出しない場合は、奨学金の全額について一括返還を求めることができる。</u></p>	<p>(借用証書)</p> <p>第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人及び保証人（奨学生が第2条第1項ただし書きの規定により保証人を立てることを免除されている場合は連帯保証人）と連署のうえ奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を校長を経て直ちに提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は退学したとき。 (2) 奨学金の交付を廃止されたとき。 (3) 奨学金を辞退したとき。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行前に奨学生又は奨学生であつた者について適用する。